

**1. 本検討の背景と目的**

**(1) 下水道整備をとりまく状況**

全国的に人口減少時代を迎え、税収の減少が見込まれることなどから、国は、公共下水道事業を進めている各自治体に対し、より一層の事業経営の健全化を目指し、公営企業会計へ移行するよう求めています。また、平成 27 年度末における国の汚水処理人口普及率は 89.9%となり、全国的に下水道整備のピークを過ぎたことから、汚水処理施設の早期概成に向けた取組を行うよう要請しています。

このため、平成 26 年 1 月に、国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省は、平成 30 年度末までに「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づく都道府県構想の見直しの実施と、平成 28 年度末までに、その基になる各自治体の 10 年概成に向けたアクションプランを策定することを指導しています。このことは、国の交付金の交付対象を建設から維持管理に移行することを念頭に取り組まれているものです。

**(2) 本市の人口等の状況**

本市の状況をみると、平成 27 年国勢調査の結果によると、中国地方の 10 万人以上の自治体において、高齢化率が最も高くなっており、少子化と併せ人口減少が急速に進むと予測されています。また、厚生労働省の施設機関である国立社会保障人口問題

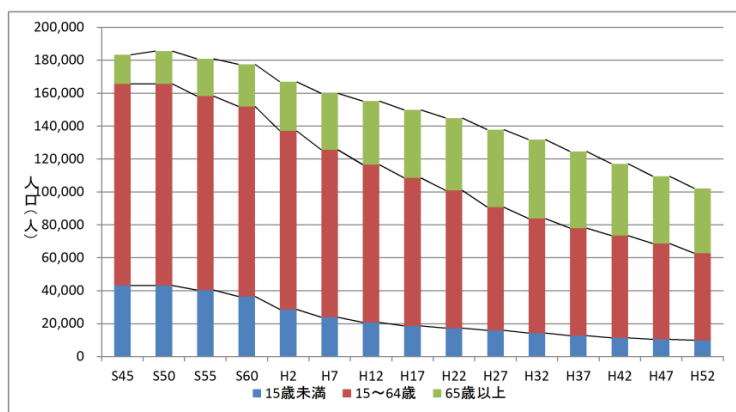


図-1 尾道市の人口推移(国勢調査及び社人研推計値)

研究所 (通称: 社人研) によると、本市の 2040 年 (H52) の人口は 10.21 万人と推計されています。今後、高齢者の増加が見込まれる一方で、生産年齢人口は大幅に減少し、税収が少なくなると予測されるなど、厳しい自治体運営となる可能性があります。こうしたことから、本市としては、どの分野に適切に税金を投入すべきかを常に慎重に見極めながら進めていかなければならないと考えています。公共下水道事業においては、下水道使用者の減少に伴う下水道使用料の減収が考えられ、事業運営に支障をきたさないような取組が求められています。

**(3) 尾道市の公共下水道の整備状況**

本市の公共下水道は、「市街地の道路が狭い」、「車が入らない斜面地等地形条件の厳しい地域が多い」等の理由から、平成 27 年度末現在で、公共下水道普及率は 11.9%、合併浄化槽や集落排水を含めた汚水処理人口普及率も 43.7%にとどまっています。その後、一定の整備が進み、平成 28 年度末現在で、公共下水道普及率 15.0%、汚水処理人口普及率 47.8%となったものの、県内他市町と比較して、依然低い普及率であり、地形的な面などから今後の事業の進捗に大きな改善は見込めず、実質的に今後 200 年以上の整備期間を必要とする公共下水道全体計画については、現実的でないとして、その見直しが必要となっていました。

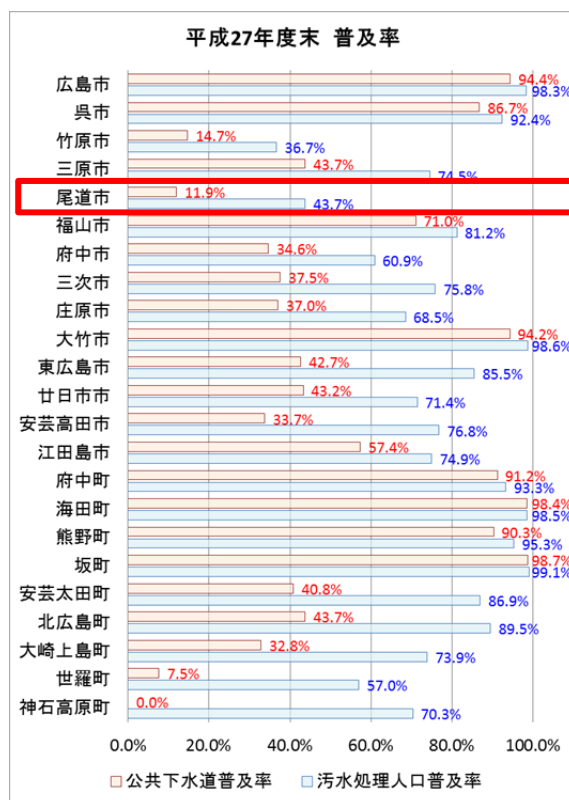


図-2 県内各市町の公共下水道・汚水処理人口普及率

#### (4) 本検討の目的

人口減少や財政縮小等の社会情勢を踏まえ、公共下水道に課せられた役割の一つである生活環境改善を念頭に、3省合同のマニュアルに基づく単なる経済性のみではなく、都市構想との整合性や用途地域についても考慮しながら、真に公共下水道施設が必要な地域を選定し、浄化槽事業と合わせた汚水処理施設整備の推進を図るべく見直しについて検討するものです。

#### 2. 本検討のまとめ

全体計画の変更の検討に際して、

- ①公共下水道と合併浄化槽の設置費及び管理費は、尾道市の実績単価で比較する。
- ②公共下水道は宅地に面するすべての道路に管渠整備を行う。
- ③合併浄化槽は1宅地毎に整備する必要があるが、既に合併浄化槽が整備されている宅地は汚水処理済とする。

以上3点を前提として検討した結果、公共下水道整備が有利な区域は、概ね現在整備済の事業計画区域に、栗原町の国道2号バイパスまでの地域と尾道商業高等学校までの地域を加えた区域となりました。

既設の合併浄化槽を汚水処理済としたことで、従来は整備を要すると判定していた宅地が少なくなり、浄化槽整備の方が有利となる地域が大幅に増え、公共下水道全体計画区域を大きく縮小する計画となっています。

なお最終的には、将来の本市の都市計画を考慮し、尾道市都市計画マスタープランに「活力創造拠点」として位置付けられた新尾道駅周辺は、商業地域でもあり、高度利用も想定されることから、将来性・発展性も鑑み公共下水道区域としています。これは、公共下水道が整備されていることが、開発に対するインセンティブ（意欲刺激）を与えることになると判断したものです。

以上から、持続可能なまちづくりを目指し図-3に示すとおり公共下水道全体計画を見直し、公共下水道として有利な地域は早急に公共下水道整備を進め、区域外となった地域は、災害にも強くさまざまな地形に設置可能な合併浄化槽整備を推進してまいります。

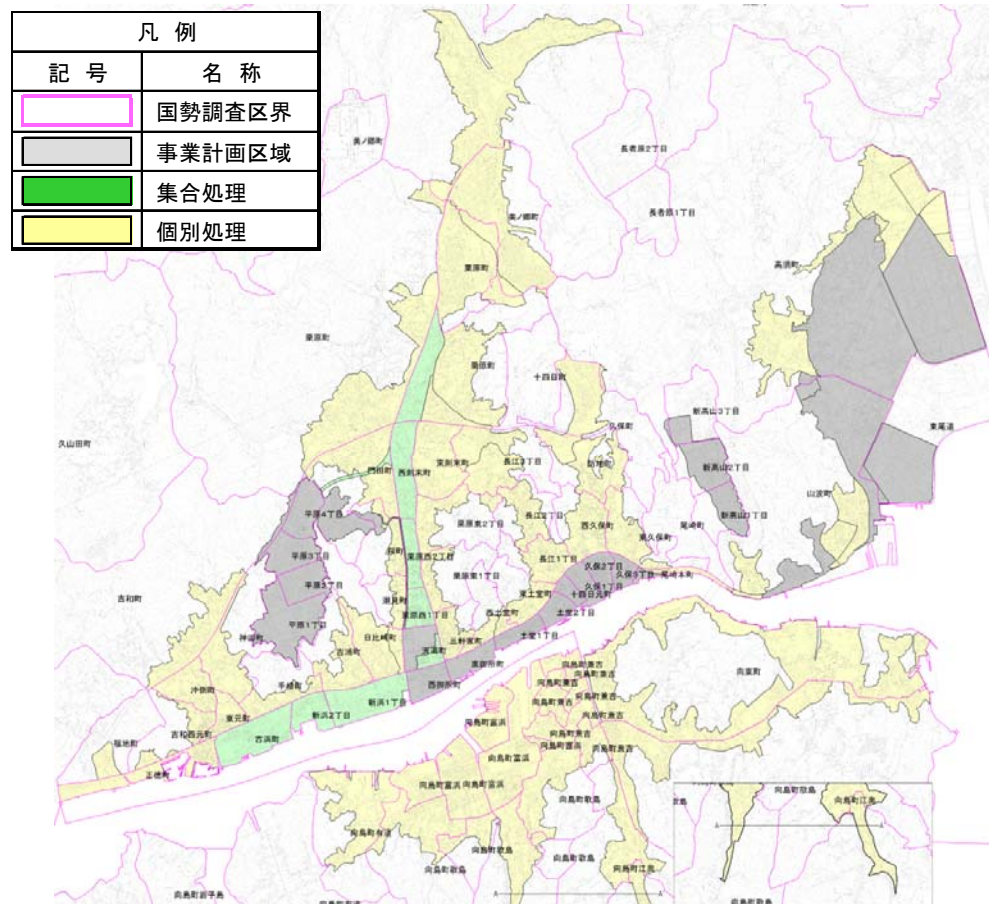


図-3 尾道市公共下水道全体計画区域案